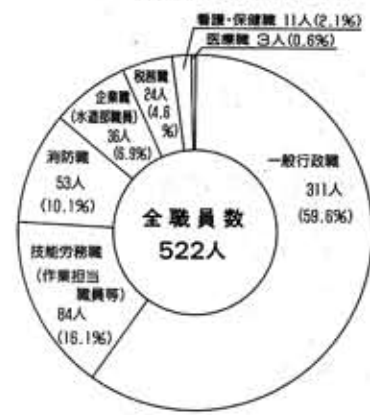


# 向日市職員給与のあらまし

向日市職員の給与について  
広く市民の皆さんに知って  
いただき、市政に対しより一  
層のご理解とご協力をいただ  
くため、その概要を公表しま  
す。  
なお、ここで公表します一  
般職員の給与は、昭和61年4  
月1日現在(給与改定前)のも  
ので、税金や各種保険料など  
を引く前の額で、いわゆる手  
取額ではありません。

## ●職種別職員構成

(昭和61年4月1日現在)



## ●調整手当 (昭和61年4月1日現在)

支給対象地域	全	域
支給率	8%	
支給対象全職員数	522人	
国の制度(支給率)	3%	
支給対象職員1人当り平均支給年額(60年度決算)	223,324円	
(備考)	A市9% D市8% B市8% E市8% C町9%	
近隣市町の状況		

⑩ 職員1人当り平均支給年額は、一般会計決算による額です。

## ●特殊勤務手当

区	分	全	職	種
職員全体に占める手当支給職員の割合	29.8%			
支給対象職員1人当り平均支給年額	107,187円			
手当の種類(手当数)	14			
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	消防特殊勤務手当	多くの職員に支給されている手当	運転特殊勤務手当 消防特殊勤務手当 清掃特殊勤務手当

(一般会計分)

## ●時間外勤務手当

60年度	支給総額	43,540千円
職員1人当り支給年額	93,433円	
59年度	支給総額	47,259千円
職員1人当り支給年額	101,000円	

(一般会計分)

## ●扶養・住居・通勤手当 (昭和61年4月1日現在)

区分	内	容
扶養手当	●配偶者14,000円●扶養1人目4,500円 ●扶養(配偶者なし)9,500円●扶養2人目4,500円●その他1,000円 国の制度と異なる内容(なし)	
住居手当	●月額16,500円以下の家賃…家賃の月額 - 9,000円●月額16,500円以上の家賃…(家賃の月額 - 9,000円) × 1/2 + 7,500円加算●最高支給限度額…15,000円(持家) ●自らの所有に係る場合…月額1,000円(新築・購入の場合は5年経過するまでは月額2,500円) 国の制度と異なる内容(なし)	
通勤手当	(交通機関利用者)…運賃相当額 ●全額支給限度額…20,000円 ●月額20,000円以上の場合…(運賃相当額 - 20,000円) × 1/2 + 4,000円 ●最高支給限度額…24,000円 国の制度と異なる内容(自動車等使用者) ●2km未満 - 1,000円●2~5km未満 - 2,500円●5~10km未満 - 4,000円 ●10km以上は1km増すごとに400円加算●最高限度額10,000円	

## ●職員の初任給の状況 (昭和61年4月1日現在)

区分	向日市	向日市		国	
		初任給	採用2年経過後日給料額	初任給	採用2年経過後日給料額
一般行政職	大学卒	117,200円	132,100円	113,200円	125,100円
	高校卒	98,600円	109,100円	95,500円	101,700円

## ●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (昭和61年4月1日現在)

区分	向日市	向日市		
		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	213,600円	259,564円	—円
	高校卒	184,000円	224,500円	259,360円

⑨ 経験年数とは、職員として在職した期間をいいますが、学校卒業後、職員として採用されるまでの間に、民間企業等に就職した経験のある場合には、その期間を職務に役立つ程度に応じて換算した期間を含めた期間となります。

## ●職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (昭和61年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
向日市	234,715円	290,092円	36.5歳	227,924円	268,157円	47.3歳
国	231,339円	—	39.7歳	209,497円	—	47.3歳

⑪ 平均給与月額には、給料の他に扶養手当、住居手当、調整手当などの手当を含んでいます。

## ●人件費の状況 (一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (S61.3.31現在)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考) 59年度の人件費率
60年度	51,771人	9,623,820千円	2,869,742千円	29.8%	26.7%

⑫ 人件費には、職員給与のほか、特別職及び非常勤特別職に支給される給料、報酬等が含まれています。

## ●職員給与費の状況 (一般会計予算)

区分	職員数(A)	給与				1人当り給与費 (B/A)
		給料	その他手当	期末・勤務手当	計(B)	
61年度	470人	1,318,090千円	295,949千円	610,018千円	2,224,057千円	4,732千円

⑬ 1.給与費は、当初予算に計上された一般職(特別職を除く)の職員にかかる金額です。  
2.その他手当には、退職手当は含まれません。  
3.その他手当は、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当などです。

## ●一般行政職の級別職員数の状況 (昭和61年4月1日現在)

区分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	課長主幹	課長主幹	課長補佐係長	係長主任	主査技術主査	主事技師	主事技師	主事補技師補	
職員数	9人	34人	—人	71人	—人	159人	20人	11人	7人	311人
構成比	2.9%	10.9%	—%	22.8%	—%	51.2%	6.4%	3.5%	2.3%	100%
参考	1年前の構成比	2.9%	11.6%	—%	22.5%	—%	51.8%	6.1%	3.2%	100%
	5年前の構成比	2.5%	8.8%	—%	26.8%	—%	33.8%	19.9%	5.0%	100%

⑭ 1.市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。  
3.昭和61年4月から給料表を国家公務員に準じて7等級制から9等級制に改正をしたところです。

## ●退職手当の状況 (昭和61年10月1日現在)

向日市			国		
支給率	自己都合	定年・勲奨	支給率	自己都合	定年・勲奨
勤続20年	23.0832月分	28.875月分(31.7394月分)		21.0月分	28.875月分
勤続25年	31.1898月分	44.55月分(51.99216月分)		33.75月分	44.55月分
勤続35年	52.899月分	63.525月分(74.5472月分)		47.5月分	62.7月分
最高限度額	65.952月分	65.952月分(74.5472月分)		60.0月分	62.7月分
その他の加算措置	なし			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
退職時特別昇給	なし			1号俵	
1人当り平均支給額	(平均勤続年数8年)184万円	(定年・特別希望平均勤続年数24年)1,647万円			

⑮ 1.退職手当の支給に関しては、本市を含む府下3市32町村22一部事務組合で組織する「京都市府町村職員退職手当組合」に加入しており、退職手当組合では、支給率等について国の支給率に近づけるため、現在、段階的に是正中です。  
2.勲奨とは、定年退職(60歳)前の高齢職員に対し、職員の新陳代謝の促進や人事の刷新を図るため、退職手当の割増をして退職を促すものです。  
3.退職手当の1人当り平均支給額は、60年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

## ●期末・勤続手当の状況 (昭和61年10月1日現在)

区分	向日市	国
期末手当・勤続手当	6月期 1.4月分 0.5月分	6月期 1.4月分 0.5月分
	12月期 1.9月分 0.6月分	12月期 1.9月分 0.6月分
	3月期 0.5月分 —	3月期 0.5月分 —
	計 3.8月分 1.1月分	計 3.8月分 1.1月分

## ●特別職の報酬等の状況 (昭和61年4月1日現在)

区分	向日市	国
市長	630,000円	(支給割合) 6月期 1.9月分
	530,000円	12月期 2.5月分
副市長	490,000円	3月期 0.5月分
	310,000円	計 4.9月分
議員	280,000円	(支給割合) 6月期 1.4月分
	250,000円	12月期 1.9月分
市長収入役	310,000円	3月期 0.5月分
	250,000円	計 3.8月分
市長収入役	(支給率) 給料月額の8%	

## ●ラスパイレス指数の状況

年度	指数
57	114.8
58	112.8
59	112.4
60	111.4
61	108.0

⑯ ラスパイレス指数とは、地方公共団体の職員構成が国と同一であると仮定した場合に、国の給料額を100として求められる数値です。

## 向日市文化資料館

# 親子歴史教室

## 「古代食の再現」

長岡京時代の食生活を再現して古代人の生活を探る、親子歴史教室やスライドでみる乙訓歴史教室を開催。

千二百年前の都、長岡京からいくつかの料理を実際に再現していただく。おもしろい食べごころに。

とその保護者  
マ定員 20組  
マ費用 1人500円  
マ申込み・お問い合わせ 2月1日(日)から文化資料館で。電話93111182

調査期間 昭和62年4月1日(水)~4月30日(木)※都合のよい日に調査してください。

調査方法 500mm x シン・アップブック

参加資格 乙訓2市1

町在住者・通勤・通学者  
申込時期 2月20日(金)迄  
申込先 市役所生活環境課 内線2334

## 所得税の確定申告 市・府民税の申告

2月16日~3月16日

のめありますので、詳しくは税務署までおたずねください。  
▽白色申告をされる方へ  
事業所得や不動産所得のある人は収支内訳書の提出が必要で、確定申告書に添付してください。

## 所得税の所得控除額

区分	向日市	国
所得控除	(支払った金額-保険等で戻ってくる金額) - (所得の合計額×5%もしくは5万円のうちいずれか低い方の金額)	(支払った金額-保険等で戻ってくる金額) - (所得の合計額×5%もしくは5万円のうちいずれか低い方の金額)
	控除最高限度額 200万円	控除最高限度額 200万円
扶養控除	支払った扶養控除の金額	支払った扶養控除の金額
	支払った扶養控除の金額が(1)長期保険料のみのとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え2万円以下…支払保険料×50%+5千円 ハ) 2万円を超える場合…1万5千円	支払った扶養控除の金額が(1)長期保険料のみのとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え2万円以下…支払保険料×50%+5千円 ハ) 2万円を超える場合…1万5千円
基礎控除	(1)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(1)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
	(2)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(2)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
基礎控除	(2)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(2)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
	(3)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(3)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
基礎控除	(3)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(3)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
	(4)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(4)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
基礎控除	(4)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(4)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
	(5)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(5)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
基礎控除	(5)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(5)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
	(6)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(6)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
基礎控除	(6)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(6)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
	(7)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(7)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
基礎控除	(7)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(7)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
	(8)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(8)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
基礎控除	(8)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(8)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
	(9)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(9)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
基礎控除	(9)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(9)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
	(10)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(10)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
基礎控除	(10)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(10)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
	(11)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(11)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
基礎控除	(11)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(11)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
	(12)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(12)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
基礎控除	(12)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(12)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
	(13)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(13)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
基礎控除	(13)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(13)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
	(14)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(14)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
基礎控除	(14)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(14)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
	(15)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(15)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
基礎控除	(15)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円	(15)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える場合…3万円
	(16)長期と短期保険料の両方あるとき イ) 1万円以下…全額 ロ) 1万円を超え4万円以下…支払保険料×50%+1万円 ハ) 4万円を超える	